

永禄末期大友氏の軍事組織：戸次鑑連を中心として

木村， 忠夫
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178551>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 13, pp.29-63, 1968-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



永禄末期大友氏の軍事組織

——戸次鑑連を中心として——

木 村 忠 夫

(一) はじめに

筆者は、戦国大名の構造を明らかにする方法として、戦国大名の軍事力を構成する部将の分析から接近する方法をとってきた。今までとり掲げた田原紹忍、高橋鑑種については、単なる国人の軍事力だけでなく、城督として大友氏の公的権力を背景として組織した軍勢をも加えたものであることを明らかにし、その意義についても論じたところである。^{註1}

本稿では、主として後に城督に就任する戸次鑑連の大友政権の年寄時代末期における軍事組織を追求し、大友氏の城督制形成以前における主力軍の構成を明らかにし、城督制成立の歴史的前提を追求しようとするものである。

戦国期大友氏の軍制については、筆者のほかに桑波田興氏「大友氏家臣団について一考察」（九州文化史研究所紀要八・九合併号）と外山幹夫氏「大友氏の軍事組織について——一揆・衆中・寄子・同心等をめぐって」（九州史学28号）がある。

桑波田氏は同稿において、戦国期大友における「同陣」「同心」と呼ばれる軍事的結合関係は、きわめて臨時的なものであり、寄親寄子制の様な制度的なものとはいえず、従って大友氏の各部将の軍事力は、個々の部将が個々の戦

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

力を被官化、与力化する方式で編成され、島津氏の場合とくらべて「^{註2}直隸家臣団の創出、編成過程及び、統制把握の点においていちじるしく欠くる所があつたと言ひ得るであろう。」とされた。

また外山氏は、南北朝～室町期の一揆は「大友氏の大名権力のさしたる進展をみない、未形成の段階における中小領主の自主的結合」であり、戦国期にいたれば、一揆は大友氏の討伐対象となり、生きのこつた一揆は寄子・同心と大差ないものに変形するとされた上、戦国期の寄子・同心の実態として四日市切寄衆の例をとり掲げ、同切寄衆のなかの田原紹忍と主従関係を結んでいるものを、大友氏が直接把握する動き（限界はあるが）があり、彼らを把握するため派遣された小田原左京亮と同切寄衆の關係は、寄親ないし同心主と寄子または同心であるとし、桑波田氏の指摘する同心主と同心の結びつきの弱さは、大友氏に対する有力な軍事力へ、同心主が発展するのを防止しようとする大友氏の配慮によるものとし、さらに桑波田氏が、菊池武雄氏の規定された寄親寄子制に、大友氏の家臣団把握が該当するかどうかを検討されたのを誤解され、大友氏關係史料中に「寄子」と呼ばれるものが見えるとして、これは「同心」と同様のものとし、次に与力は私的な主従關係であり、ほど被官に近いものとされ、さらに筆者のレジユメを誤解の上、批判された。

外山氏の一揆についての見解は、本稿の目的外のことであるのでここでは言及しないが、同氏が同心關係の实例としてあげられた四日市切寄衆と小田原氏の關係は、実はきわめて一時的、臨時的なものであり、氏もある程度みとめられている様に、この天正段階では、恒常的に同陣・同心している田原紹忍の存在があり、彼らは田原氏との結合關係を益々ふかめて行く方向にあるのであつて、大友氏自身、田原氏と四日市切寄衆の結合を弱体化するといった政策をとつたとは言いがたい。^{註3}そして、この田原紹忍による同様の結合形態は中津平野全体に、天正期に広く見られることは既に指摘した通りである。この關係は、外山氏のあげられた史料では「紹忍家中之人」と呼ばれているが、彼らは大名Ⅱ大友義統より直接に感状、宛行などを受ける資格を持つており、本来は独立した与力的存在であり、それが

「家中之人」と呼ばれる関係にまで、結びつきが強化されていたのである。^{註4}

また与力については、被官に近い主従関係とされるが、たとえば一万田鑑実と小野弾正忠の場合

親候鑑景以来、以一諾、干今無替目、別而申承候之間、誠雖為少分、筑前国杵松之村内三町預申候、可有知行候、必以時合、御直恩之取合、不可有無沙汰候、恐々謹言

十月十二日

小野弾正忠殿

註5

鑑実（花押）

と小野弾正忠の父、鑑景以来、一諾をもつて今に替目なく、特に恩恵をうけているので、少分であるが筑前国秋松で三町歩を預けるから知行するように。必ず機会を得て大友氏による御直恩があるよう努力をすからと述べている。父以来一諾をもつての関係は、桑波田氏のいわれる臨時的な「同陣」「同心」関係でなく、又、被官でもないのであるから、正しく「寄揆」「与力」と史料上表現される関係であるが、この結びつきは父以来の寄揆関係継続が「別而申承」と評価されていることでわかる通り、結びつきの度合はきわめて弱いものであり、この場合所領を預けられはしたものの、両者の結びつきは、それによるのではなく、鑑実による小野氏への大友氏「御直恩之取合」が行なわれることへの期待にもとづくもので、秋松三町は、それまでのつなぎにすぎない。事実、その後の一万田氏の政治的地位の低下とともに、小野弾正忠は一万田氏をはなれ、戸次鑑連の寄揆へと鞍替えをするのである。^{註6}

以上のことからみて、外山氏が、文書にでてくる寄揆、被官、同心等についての内容を明らかにしようとされたことは、大友氏研究上からは、大切であり、且、当然なされねばならない作業であつたが、「結合の実態が問題」^{註7}でありながら実態の紀明が不十分なため、誤まつた結論が出されることとなつたようである。

桑波田氏の論文については、既に別稿でふれたが、氏によつてははじめられた感状を主史料として軍事組織を明らかにする方法は、前掲外山氏論文及び、筆者の大友氏関係論文の全ての基礎となつたものであるが、前掲拙稿において

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

述べたように、戦国末期における城督制による大友氏軍制の新たな展開が、全く無視されるという結果になり、その歴史的発展が否定されることとなった点で問題が残っている。^{註8}

本稿では、桑波田氏の業績に依拠しつつ、永禄十一年における筑前での高橋鑑種の乱―それは、連鎖反応として筑前では秋月氏、筑紫氏の挙兵をひきおこしたが―その鎮圧のため派遣された吉弘鑑理、臼杵鑑速、戸次鑑連の軍団のうち鑑連の軍団編成を明らかにし、そのまま筑前に定着する戸次鑑連の軍事力の定着直前における断面図の作成を行い、それによつて次の時点で現われる、立花城督としての戸次鑑連の軍事力編成の原形を明らかにし、その歴史的発展を鮮明なものとしようとするものである。したがつて、ここでの追及対象は筑前で戸次鑑連を中心としたそれであり、連鎖的に起つた龍造寺氏との戦闘、毛利氏の本拠を突こうとした大内輝弘の長州侵攻は、筑前派遣軍団の再編成によるものでもあるので、とりあげないこととする。

註

- 1 拙稿「田原紹忍の軍事力」（九州史学27・29・32号）、「高橋鑑種考」（未発表原稿）、「戦国大名と太閤検地」（九州史学30・31合併号）
- 2 桑波田興氏「戦国大名島津氏の軍事組織について」（九州史学10号）、同氏「薩摩藩の外城制に関する一考察―居地頭制下の地頭と衆中―」（宮本又次氏編『藩社会の研究』所収）
- 3 前掲「田原紹忍の軍事力」
- 4 同右
- 5 小野文書、なお、上包上書、ハシウラ書は省略した。
- 6 これについては、本稿③の①を参照されたい。
- 7 同氏前掲論文
- 8 拙稿「田原紹忍の軍事力（一）」（九州史学27号）

(二) 高橋鑑種の乱

高橋鑑種は一万田氏の出身で、高橋氏の養子となり、天文二十一年、大友義鎮の弟義長（晴英）が大内氏を継いだ際、その付人として長門へ渡つたと思われ、以後九州関係の事について、年寄として主として連署奉書、連署書状の形で義長の意を奉じている。義長滅亡後、筑前岩屋、宝満両城の城督となつたが、城督としての史料の初見は、弘治四年（永禄元年）九月七日であり、何時城督となつたのかは明らかでない。その後、鑑種は所領の安堵権、打渡権、太宰府天満宮留守職の補任権、大友氏への上申権などによつて周辺の武士、神官などを被官化していつたと思われ、この被官化した武士、神官が鑑種の叛乱の軍事的基礎となつた。^{註1}以上の詳細は別稿にゆずるとして、ここでは別稿では明らかにしえなかつた鑑種の経済的基盤についてふれておきたい。既に別稿で鑑種の所領は、筑前・筑後に集中していると思われることは指摘したところであるが、次に掲げる史料により、その大半は明らかとなつたと言えよう。

注 文

筑前国鞍手郡
野一坂赤馬庄

貳百廿町

同郡
一若宮庄

参百町

同郡
一津丸久末

貳拾町

以上宗像氏貞拘之

（ママ）
加摩郡
一横田伊川式ヶ所

参拾町

同郡
一漆生

参拾町

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

同郡
一宮石

拾町

穗波郡神代給
一秋松

拾五石足

以上秋月種実拘之

那賀郡
一住吉庄

百六拾町

糟屋郡神代給
一須恵村

百石足

同郡同
一金井手

貳拾石足

蕨田郡同
一板付

貳拾石足

相良郡同
一入部庄

百石足

同郡同
一橋本

百石足

同郡同
一能古嶋

廿五石足

以上高橋鑑種拘之

豊前京都郡
一新津

四拾町

上毛郡
一安雲村

京都郡神代給
一久保二塚

五拾石足

(ママ)
以上貳千五百

興盛知行内相違在所事

一 国役出入事並御陣夫百九五人内廿五人、為国役召仕之

一 赤間関役 五百貫

一 河内村 六拾石足

一 楊井津事依御理、暫時借進上之

以上

註₂

この史料成立年代及び成立理由は明らかでないが、内藤興盛の知行所領を明らかにするために作成されたものであることは確実である。又、成立年代は、高橋鑑種の叛乱以前であることは間違いないが、さらに宗像氏貞、秋月種実の名前が見えることから、この三人が、毛利氏の被官の所領をおさえて当知行しうる年代でなくてはならない。この三者が交戦状態にない永禄十年以前ということになると、大友氏と毛利氏の和睦が成立した永禄七年七月廿五日以降である。この和平で毛利方は「豊筑之間、諸牢人抱持城々」^{註₃}を放棄しており、所領などについても一切大友氏にまかせたものと見て良いであろう。したがって一応永禄七年七月廿五日より永禄十年のはじめころまでの成立としてよいであろう。これによると、鑑種は、那珂、糟屋、薗田、早良の四郡で百六十町と三百六十五石足の所領を有していたことがわかり、何れも宝満・岩屋より一日行程以内^{註₄}に存している。そのほかに筑後高良社領の内少分^{註₅}を鑑種が押領していることや、嘉摩郡で真敷仙道へ所領を宛行^{註₆}つたことがわかるが、前掲内藤興盛の注文がその所領の大半を占めていると見ていいであろう。とすれば鑑種の所領は、高橋氏としての相伝の所領（この部分は判明しない）のほかに、筑前を中心に、毛利氏関係の闕所地を宛行なわれたもので、その闕所地の成立は、毛利氏と大内氏が交戦状態になって以後、それもおそらくは、大内氏滅亡前後から、毛利、大友両氏が交戦状態となる永禄初年ころまでで、鑑種の岩

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

屋、宝満城督就任とほぼ同一時期であつたと思われる。鑑種は、前述の様な城督としての諸権限の行使により成立した広範な被官関係と、この様な経済的自立の可能な所領とを背景として毛利氏と結び、筑紫氏、秋月氏と結んで兵を挙げた。

鑑種の叛意は、永禄九年十一月十九日以前に問注所鎮連より大友氏に報ぜられたが、^{註7}実際の筑前叛乱軍と大友勢の接触は永禄十年七月七日戸次鑑連が宝満九ノ峰を切崩したのを史料的な初見とする。^{註8}この作戦は結局失敗したらしく、鑑連は一応撤兵し、九月三日筑前休松に秋月種実を攻めた。この合戦は、一般に大友方の勝利といわれているが、鑑連と兵に作戦に参加した五条鎮定の親類、被官のうち戦死7、負傷者7、敵方の首をとるものなく、^{註9}三池鑑実の父、伯父をはじめ親類、被官數十人討死、^{註10}田尻鑑種の親類、被官の取首十五、戦死者五十九、負傷者二十九。^{註11}主将戸次鑑連は「余弟中務少輔、兵部少輔、刑部少輔、隼人佐、右京亮、其外家中之仁」等を戦死させ、合戦の終つた夜は、三池鑑実と田尻鑑種だけが鑑連と「同所」したといつたことから、明らかに大友方の敗北であり、「さてく秋月振舞之事、無念中く不及申」という宗麟の書状は当然であり、^{註12}叛乱軍としては、「数百討捕、被得勝利、累年之散鬱憤」^{註14}じたのであつた。このため、筑後方面からの鑑連、臼杵鑑速、吉弘鑑理を中心とした作戦は一頓座することとなつた。

一方、永禄初期、高橋鑑種が宝満、岩屋両城督に就くのと相前後して、立花鑑載と怒留湯長門入道が立花城を拠点に、北筑前で軍勢を組織していたが、その指揮官の一人、立花鑑載が、十一年高橋方につき、鑑連、鑑理は高橋、筑紫などへの攻撃を放棄して、同年七月立花城を攻め、同月四日立花城は落城し、鑑載は討捕られた。^{註15}さらに鑑連の勢は、七月廿三日宝満城よりくり出した高橋勢を宇美河内で防ぎ、^{註16}鑑種は宝満、岩屋に封じ込まれる型になつた。一方、毛利氏は筑前の内乱のすきをつき、豊前に吉川元春、小早川隆景を上陸させ、九月四日三岳城を陥し、肥後では菊池則直が再起をはかり、^{註17}肥前では龍造寺隆信が挙兵した。^{註18}毛利勢は、この混乱を利用して豊前北部を席捲し、高橋、

秋月に兵糧米を補給してテコ入れをするという多角的作戦を行い、永禄十一年末には大友氏の筑前で最大の戦略拠点立花城に攻めかかり、十二年四月六日には主力部隊が同城を包囲した。^{註20}これに対し、大友宗麟は二月下旬豊後府内を發し、^{註21}三月、筑後高良山に陣を張り、^{註22}直接指揮にのりだし、毛利勢の立花包囲には、早速、吉弘鑑理、戸次鑑連らが後卷きして対抗、五月六日、十八日に大友勢は総攻撃を加えたが、毛利勢は大損害を与えてこれをのけたため、翌閏五月三日、城兵は降参し、元春、隆景はこれをゆるして釈放した。^{註24}また、この攻撃に際し、城をはなれて参加した高橋鑑種はふたたび將軍とともに宝満城に帰った。^{註25}これにより、立花―宝満という縦の線がなくなり、毛利氏の筑前で軍事的足場はきわめて強固なものとなった。これにたいして宗麟は、秋月種実を降すとともに、^{註26}八月九日若林鎮興らを周防に派遣し、合尾浦を奇襲させ、^{註27}九月には、大内輝弘を大内家の家督として入国させ、十月十二日輝弘は山口に入った。^{註28}元就は、七月以来、織田氏の援を得て出雲に入った尼子勝久の活動対策もあり、急ぎ元春、隆景に帰国を命じ、十月十五日、両川は立花城の守兵を残して撤兵した。^{註29}このため、支えを失った立花城は、十一月廿一日に降り、孤立した鑑種も降参し、^{註31}肥前の竜造寺隆信も十二月に降参し、^{註32}北部九州の戦乱は鎮まった。しかしこの争乱によって、毛利氏は豊前北部を掌握し、竜造寺は自立の基礎を固め、大友氏の筑前保持は今後甚だ困難をますこととなった。なお、この一連の戦いについては及川儀右衛門氏『毛利元就』をあわせ参照いただきたい。

註

- 1 以上は筆者未定稿「高橋鑑種考」による。同稿は近く発表の予定である。
- 2 萩藩閩録九十九之一、なおこの史料は川添昭二氏の御教示を得たものである。
- 3 永禄七年七月廿七日、小早川隆景、吉川元春、毛利元就連署起請文、『増補訂正編年大友史料』二一巻369号文書、以下編大21の369という様に略記す。
- 4 編大21の107

5 『嘉穂郡誌』269ページ写真

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

- 6 田北学氏は、永禄九年五月十二日、大友氏寄連書奉書で豊前国田河郡池尻村の内、金国拾町などを宛行われた鑑種を高橋と傍註しておられるが、この文書の形式からいって、宛行われた鑑種とは宛名人の岐部中務大輔である。（編大21の12）
- 7 『太宰府、太宰府天満宮、博多史料』続中世編（以後続中五と略す）793ページ。
- 8 立花文書、天正三年五月廿八日戸次道雪讓状、なお田尻文書には七月十日の着到状がある。『佐賀県史料集成』七卷所収、110号文書、（以後佐史7の110といった様に略す）
- 9 編大22の156
- 10 川添昭二氏編『筑後国三池莊史料』157号文書
- 11 佐史7の田尻文書114
- 12 立花文書、九月八日、大友宗麟書状、なお、立花文書は九州大学国史学研究室所蔵の東大史料編纂所影写本の写真によった。
- 13 同右
- 14 続中五、817ページ。高橋鑑種書状。
- 15 立花文書、（永禄十一年）七月廿三日大友宗麟書状、編大22の225
- 16 立花文書、永禄十一年七月廿三日戸次鑑連手之衆分捕功名着到状、天正三年五月廿八日戸次道雪讓状
- 17 以上『史料綜覧』十卷、相良家文書一の五〇三、五〇四号文書
- 18 行弘文書、九月十七日大友宗麟書状、九大国史蔵、史料編纂所影写本写真
- 19 続中五の815ページ
- 20 続中五の828ページ、森脇覚書
- 21 編大22の304、306、307
- 22 同右22の328
- 23 佐史七、田尻文書121、123、編大22の370、375、377、380、383、その他
- 24 続中（四）、846、847、848ページ
- 25 同右（四）846ページ
- 26 編大22の388
- 27 編大22の438、439

28 編大22の4561460、『史料綜覧』十卷

29 編大22の477

30 『史料綜覧』十卷

31 統中(中)8611864ページ

32 『史料綜覧』十卷

(三) 大友氏の軍団構成

(1) 同心・同陣者

こゝでは、(二)で述べた高橋鑑種を核とした、筑前での大友、毛利両軍の戦いにおける、大友氏の軍団中、最も史料豊かな戸次軍団の構成の仕方を追求することとする。そこで、まず、同陣、同心と史料上表現される関係を明らかにしたい。(二)でのべた休松において、最後まで戸次鑑連と行動をとにした田尻氏の、この一連の戦闘関係史料を検討することからはじめる。

(包紙ウツ書)

① 「鑑種様御代

於宝満合戦之着到」

(付箋)

「永禄十年七月十日、於宝満合戦着到、

又三郎鑑種代」

(大友宗麟)

(花押)

永禄十年七月十日、於宝満一構、田尻又三郎被官令粉骨、被疵忠儀之次第、着到加披見畢

— 交名略 —

永禄末期大友氏の軍事組織(木村)

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

（大友宗麟）

（花押）

② 永祿十年九月三日於休松、秋月衆取出之条、戸次伯耆守以同心、田尻中務太輔鑑種自身遂合戦、被碎手、分捕、

殊親類・被官或戦死、或分捕、被疵高名之着到、銘々令披見訖

（以下交名略す）

③ 追而申候、今度之合戦ニ、別而被盡粉骨、舍弟中務少輔、同兵部少輔、刑部少輔、隼人佐、右京亮其外家中之仁

等戦死之由承候、就中、隼人佐事此節可有同陣之由候条、雇可申候之处、結句立用候、一中略一殊更筑後衆歴々戦死之由候、是又朦氣深重候、彼飛脚申分者、三池源十良、田尻中務太輔事、其夜於鑑連同所、心懸依感心、至彼両人、鑑連善料一腰遣之由承候一中略一

九月八日

宗麟（花押）

戸次伯耆守殿

（包紙捻封上書）

④ 「（押紙）」「永祿十年九月三日休松合戦感状、鑑種代」

田尻中務太輔殿

宗麟

（ハシウラ切封）

「（墨引）」

去月ニ於休松合戦之刻、自身依被碎手、親類・被官或戦死、或被疵之由、忠儀感悦候、家中衆被申進、弥可被励馳走事、可為祝着候、軍忠之次第、必取静、別而可賀申候趣、戸次伯耆守可申候、恐々謹言

十月八日

宗麟（花押）

田尻中務太輔殿

(包紙ウワ書)

⑤ 「鷹尾へまいる

水田ヨリ」

(ハシウラ切封)

「(墨引)」

御懇書委細令披閱候、如仰、去年於休松、向後不易、何様無別儀、可申承之段、既以一通申談候、続何故可有変化候哉、就中、於一木御心底之趣顯然仕―中略―定而今日者可為御着陣之条、毎事以面上可申承之条、不能委筆候、恐々謹言

六月七日

鑑連(花押)

鑑種まいる 御返
申給へ

(上包捻封上書)

(異筆)

⑥ 「「発足祝儀返礼状、鑑種代」

田尻中務太輔殿

宗麟」

(ハシウラ切封)

「(墨引)」

為発足祝儀、太刀一腰、織筋一端送給候、祝着候、殊、近々至境目、可差寄覚悟候之条、此節別而可預馳走事專一候、委細猶戸次伯耆守可申候、恐々謹言

十二月三日

宗麟(花押)

田尻中務太輔殿

永禄末期大友氏の軍事組織(木村)

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

（上包檢封ウツ書）

⑦ 「田尻中務太輔殿

宗麟

（押紙）

「永禄拾貳年五月六日、於立花表、敵陣切崩働手負感状、鑑種代」

（ハシウラ切封）

「（墨引）」

前六立花表於敵陣切岸、被官之者被疵粉骨之趣、着到加披見候、軍旁之次第感悦無極候、弥可被励馳走事、可為祝着候、猶重々可申候、恐々謹言

五月十日

宗麟（花押）

田尻中務太輔殿

（付箋）

⑧ 「永禄十二年五月五日、於立花表

合戦着到

鑑種代

（大友宗麟）

（花押）

永禄十二年五月六日、於立花表敵陣切岸、田尻中務大輔鑑種人数、被疵着到、銘々加披見畢

— 交名略 —

（大友宗麟）

（花押）

⑨ 永禄十二年五月十八日、立花表於敵陣切岸、田尻中務太輔鑑種被疵并戦死着到、銘々加披見訖

— 交名略 —

(上包捻封上書)

⑩ 「田尻中務太輔殿

宗麟

(異筆)

「長陣軍旁札状

鑑種代」

」

(ハシウラ切封)

「(墨引)」

長々在陣辛勞之段為可申、真光寺進之候、然者、中陣之儀付而、重々申遣候、親類・家中之仁等被申進、此節別而可預御馳走事、憑存候、一中略―委細寿元法印可有演説候、恐々謹言

閏五月廿九日

宗麟(花押)

田尻中務太輔殿

註¹

①は、天正三年五月廿八日の戸次道雪(鑑連)讓狀に「永禄十年七月七日魁、宝満九ノ峰打崩砌」とあるものに対応する史料であるが、確実な史料では、他の武將たちの行動は全く確認できない。また、鑑連と田尻鑑種の間の関係

もわからない。しかし②の史料では、田尻鑑種は、同年九月三日の休松での秋月氏との戦いで「戸次伯耆守以同心」つて戦っており、前述の様に、敗北後も③でわかるとおり「其夜於鑑連同所」いて行動している。この①では「田尻又三郎被官」が着到の対象であるが、②には「親類・被官」とあり、田尻氏の着到交名に名を連らねるものは親類か被官であるとしてよく、彼のひきいる軍勢は、親類、被官と呼ばれるものによつて構成されていることがわかる。

これは、田尻鑑種の特長事情ではなく、休松で田尻鑑種と同一行動をとつた三池鎮実の場合も親父上野介以下「親類・被官」が或は戦死或は被疵、又、分捕などで名を連らねており、また、同じ筑後の国人五条鎮定の軍勢も親類・被官で構成されているので、有力国人の軍勢の典型的な事例と見てよいであろう。

③は戸次鑑連の兄弟をはじめとする鑑連「家中之仁」の戦死についての見舞いと今後の作戦(この部分省略)を伝

永禄末期大友氏の軍事組織(木村)

え、さらに筑後衆、特に三池鎮実と田尻鑑種への見舞いと謝意とを盛り込んだものであるが、鑑連宛の書状で、とくに「筑後衆歴々戦死之由候、是又滕氣深重候」と述べていることから見て、他の筑後衆も三池氏や田尻と同様に、鑑連のもとで休松で戦つたものと思われる。

この②の証判を加えた着到と相前後して、田尻鑑種が受けた文書には、③のほかに④があるが、この感状の末尾に「必取静、別而可賀申候趣、戸次伯耆守可申候」とあり、これによつて、宗麟と田尻鑑種の間に戸次鑑連が入つてゐることがわかる。しかも、この場合の申し次ぎをした鑑連にたいし田尻鑑種は、感状の出された原因の休松での合戦では、「以同心」つて戦つており、同心という戦闘行為は、単に戦闘の際の関係だけにとどまらず、つづいて発給される感状、さらには恩賞についてまで、同心をうけた武将が関係してゐることがわかる。^{註5}これは、前に触れた③において田尻鑑種らの戦功が特記されており、しかもそれは「其夜於鑑連同所、心懸依感心、至彼兩人、鑑連着料一腰遣之由承」つたということであるように鑑連の報告によつて鑑種らの戦功を知つた上での事なので、一段と明確なものとなる。

以上のことから、この段階における「同心」ということは、その指揮下において戦闘行為を行うだけでなく、同心をうけたものは、同心者の戦功の上申を行い、それにともなう感状の発給、恩賞の宛行について発言までも行うという結合関係であるといえる。

さて、⑤によつて、田尻鑑種は鑑連と同心し、五月六日、⑦⑧の立花城をめぐる戦いに加わり、さらに同十八日、⑨にも毛利勢と戦つてゐる。この時の「被疵并戦死之着到」は、⑧では「鑑種人数」、⑨では「鑑種被官」とあり、⑦の感状でも「被官」という表現をとり、親類が抜けているが、⑩に「親類・家中之仁」とあり、田尻鑑種の軍勢の編成は全く変つていない。

⑩では「委細寿元法印可有演説候」とあり、前述のような軍事指揮官が申し次ぎを行つていないが、これは「長々

(寿元)

在陣辛勞之段、為可申、真光寺進之候」とあることとわかるように、宗麟が特に派遣した使僧であり、前線指揮官を通してより、一段と丁寧な連絡法である。⑦においても申し次ぎの見えないのは、真光寺派遣を前提としたためであろう。このため、この時の田尻鑑種の同陣者が判明しないことゝなっている。

このように永続的な同心、同陣關係が成立するかに見えながらも、毛利勢が撤兵すると、田尻鑑種は肥前へ出兵し、雄城幡磨守、上野兵部少輔、浦上宗鉄の申し次ぎをうけているので、彼らの指揮下に同陣したものと思われる。^{註6}この事実から、田尻鑑種は、筑前では主として戸次鑑連に同陣・同心しているが、肥前方面に転戦すると他の指揮官の下で軍事行動をとっていることがわかる。

この点は、すでに桑波田氏が指適され、「『同心』關係に於ける被指揮者の社会的階層が不平均である」ことに原因を求められたが、一連の戦闘における指揮者の変化は、この永禄末の戦闘のように、多面作戦をとらねばならない場合に、各方面指揮官を、固定し、その時々重点方面に兵力を集中するという作戦の展開には、田尻氏の様な国人は、しばしば指揮官が変わるということも考慮せねばならない。しかし、また一方では彼らは変わり得る立場であつたともいえる。

しかし、「同陣」「同心」と表現されながら、この一連の戦闘のみならず、この以前においても、またこの以後においても継続的に同陣しているものを指適できる。たとえば、以下史料を列挙する小野氏がそれである。

(上包)

(後筆)

⑪ 「十五代信幸」

戸次

小野大蔵少輔殿

鑑連

進之候

」

永禄末期大友氏の軍事組織(木村)

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

（ハシウラ切封）

「（墨引）」

於今度木原被碎手、被深手候御忠儀無比類候、銘々達 上聞候条、定而直可被成 御感候、為鑑連茂忘却不可有之候、一略一

十一月廿日

鑑連（花押）

小野大藏少輔殿

進之候

（上包）

（後筆）

⑫ 「「十六代長幸」」

戸次

小野乙寿丸殿

鑑連

養父大藏丞於秋月宅所、戰死忠貞之次第無比類候、度々遂言上候条、定而被成御直恩、可有 御感候、取合之段、弥緩有間敷候、先以新地野津手村之内三町分之事、預置之候、誠顕志計候、必闕所次第、重疊可申談候、恐々謹言

三月十六日

鑑連（花押）

小野乙寿丸殿

⑬

去々年秋月退治之刻、親父大藏丞事、從最前鑑連以同陳、至文種居屋敷、諸勢取懸候之砌、戰死忠貞無比類候、為其賞、於筑前国拾五町 坪付有 之事預置候、可有知行候、恐々謹言 別紙

卯月廿三日

義鎮（花押影）

小野乙寿殿

⑭ 就今度不慮之題目、内々迄之一通、具令披見、乍案中、御憑敷覺悟神妙存候、於此堺目、大綱之御城番相勤儀候

条、家風一同、私差捨宿意、弥各甚深可被申談事、乍勿論、鑑連可為外聞実儀候、仍弥太郎事、早々可召寄之由承候、是又懇之儀祝着候、併存旨候条、爰許江者治部少輔可召置与存候、委細由布甲斐守可申候、恐々謹言

三月九日

鑑連（花押）

（奥ハシ）

「（墨引）」

小野弾介殿

小野弥六兵衛尉殿

小野三郎殿

鑑連「

（上包）

（眞筆）

⑮ 「「華」小野弾介殿

宗麟「

（ハシウラ切封）

「（墨引）」

今度立花鑑載退治之刻、別而被碎手、分捕高名之由候、忠貞之次第感悦無比類候、弥可励軍忠事、可為喜悅候、必追而可賀之趣、猪戸次伯耆守可申候、恐々謹言

七月廿三日

宗麟（花押）

小野弾介殿

註 8

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

⑪⑬は、きわめて明確に鑑連との同心關係を示しているし、⑮も鑑連の申し次ぎをうけているので、鑑連と同心したものとしてさしつかえない。⑪以前に小野氏は一万田氏と同心、同陣し、また臼杵氏と同心、同心しているが、その以後は、同陣、同心者の判明する場合は全て鑑連―統虎という戸次氏であり、この關係はきわめて固定的なものとなっている。のみならず、⑭では鑑連は、内容不明ながら、おそらく小野氏内部の紛争と思われる「不慮之題目」について報告をうけ、一族の決意に安心するとともに、鑑連とその一統は「此堺目大綱之御城番」（おそらく立花城番）を勤めるのであるから、「家風一同」し「私差捨宿意」で、各が「甚深」く「申談」じ、内部分裂をおこさぬよう要求し、小野一族が弥太郎を豊後より呼びよせようとするのにたいし、「存旨」があるからと治部少輔を呼びよせるように要求している。

したがって鑑連は、小野氏の内紛にもあるていど發言權を持ち、また一族中だれを出陣させるかといった事まで指定できることがわかる。

さらに、永禄十二年五月十八日の立花城をめぐる毛利勢と立花勢の戦での戸次鑑連の着到状には

（大友宗麟）

⑯（花押）

永禄十二年五月十八日、立花表於敵陣長尾岸涯防戦之砌、戸次伯耆守親類・与力・被官或分捕高名、被疵、或戦死之着到、銘々加披見訖、

頸一 大津山伊豆守 討捕之

頸一 内田典兵衛尉 討捕之

頸一 大津山大炊助 討捕之

— 中略 —

手負之人数

— 中略 —

(刀疵)

小野弾介 同

— 後略 —

註
12

と、小野弾介の名が見える。

このことから小野氏は鑑連の被官であるために固定的な同陣・同心関係にあるのかとの疑問も出うる。

しかし、⑬でわかるように小野氏は大友氏より感状をうけている。のみならず、⑪で戸次鑑連は、木原での戦で負傷したことをほめるとともに今度の戦功については「銘々達上聞」したので、きつと「直可被成御感」くと大友氏より直接に感状が発給されるであろうと述べた上で、鑑連としてもこのことは忘却しないからと後日を約しているし、⑫では養父蔵人丞が秋月城に攻め入つて戦死した功をほめるとともに、戦功については「度々遂言上」げたので、きつと「被成御直恩、可有御感」くと大友氏よりの直恩と感状の発給が行なわれるであろうことをのべた上で、鑑連もそれについての「取合之段、弥緩有問敷」と、自身奔走することを約し、その上で、自分の気持として、とりあえず野津手村の内三町を預け進めるとのべており、恩賞も感状も小野氏にたいしては、大友氏よりのそれが目的であることがわかるし、⑬では、それが実現されており、その後においても⑮のほか大友氏の感状は小野文書中に数通残存している。これからみて小野氏は明らかに大友氏の直臣であり、しかも戸次氏の親類でもないのです、前掲着到状に言うところの「親類・与力・被官」のうちの与力であることがわかる。

以上によつて、史料上においては、「同陣」、或は「同心」と表現されるもののなかには、二つの種類があることがわかる。

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

両者ともに指揮者と同陣することは変わらないが、一方はきわめて臨時的なものであり、作戦の展開の仕方次第で指揮者（以後「同陣主」と呼ぶ）がつき／＼に変わつて行くものである。これを、以後「同陣者」と呼ぶこととする。

他方は結合が堅く、「同陣主」の動きとともに動き、常に行動をとにもするものである。こちらは与力と呼ばれるものであることを明らかにした。

前者に属するものには、筑後では田尻氏のほかに三池氏、五条氏、間注所氏などを挙げることができる。

田尻氏は大蔵姓であり、平安末の大宰少貳、原田種直の末と伝えられるが、鎌倉期に鎌倉御家人であつたことは、田尻氏一族三人が弘安九年閏十二月廿二日に幕府より、「蒙古合戦之忠」によつて各々薩摩国鹿島児郡司職の内十分の一を宛行われていること^{註14}でわかる。

永祿期に最も近いと思われる田尻氏本宗の所領の目録は

（大友義鑑）

（花押）

田尻伯耆守知行分坪付

一所	拾貳町	田尻村
一所	廿七町	岩津村
一所	六町	浦村
一所	六町	波江村
一所	三拾三町	竹井村
一所	六拾六町	海津村

一所 拾貳町 大塚村

一所 五町五段 神崎分

一所 拾貳町 北分

此内徳田七十町

一所 貳百五拾町 鷹尾

以上

註15

であり、その後、長田貳拾五町^{註16}、三溝六町分^{註17}、豊持拾町^{註18}、中郡の内浮分拾町^{註19}などを宛行われているが、三池・山門・

三瀨郡の筑後南部に集中しており、かつて知行したはずの鹿兒島郡はもちろん、筑前怡土郡倉持^{註20}のような、比較的近

距離のものであつても、当知行地から、消滅してしまつてゐることがわかる。しかし、そのかわりに筑後三郡にその

所領が集中し、田尻氏の所領支配はより有利になつたと見てよいのであり、その財力^{註21}の一端は、天文十六年田尻親種

(伯耆守)が豊後を訪れた際の大量の贈答品によつてうかがい知ることができ^{註22}る。

また問注所氏は、鎌倉幕府の問注所の執事をつとめた三善氏の子孫といわれ、天文初期と思われる田北親員、吉岡

長増、山下長就ら大友氏の年寄が裏に花押をすえた坪付によると

領地之事

一所生葉郡之内福富貳百町持

一所河崎百町

一所上弘川之内貳百五十町

一所弘川之内百町事者

余弟四郎左衛門尉方

永祿末期大友氏の軍事組織(木村)

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

以上

（裏に田北親員ら四名の花押あり）^{註24}

であり、他にも永祿末以前において生葉郡朝四百町、筑前肥木郷百町、筑後三井郡鵜木四十五町、^{註25}などを大友氏より宛行われており、田尻氏と並ぶ大国人であつたことがわかる。

三池氏は東国御家人に出自を持ち、この段階での所領は充分明らかとはいいが、^{註26}大友氏よりの文書の文言等からみて、田尻氏らと対等の地位にあつたことがわかる。

五条氏は、前記三氏とやや系統がことなり、南北朝期に征西將軍宮とともに九州に下つた下級貴族であり、^{註27}そのまま土着して室町―戦国期に菊池氏、さらに大友氏の被官化したものである。しかし、この段階における所領等は前記三氏と類似したものである。^{註28}

以上によつて非永続的な同陣関係にある諸氏は、大国人層に属するものであることが明らかとなつた。では与力たちの所領はどうであろうか。既に言及してきた小野氏の場合、原文書は残存しないが、

親父和泉守長幸一跡之内、宇田枝名之内拾貫分并四ヶ村下村領之内下地職、文手屋敷事、任相統之旨、可有存知之由、依仰執達如件

天文五年丙申

三月五日

和泉守判

大和守判

丹後守判

小野次良三良殿

^{註29}

とあり、文書様式、文章ともに全く疑う余地ない文書であるが、小野氏の所領が一見してわかる。前記国人達とくら

べ、まず所領規模において大きな違いを指摘できるが、さらに筆者がかつて豊前において明らかにした名主職または下作職と類似の職と推定される下地職があること。^{註30}この段階で讓状中に屋敷が特記されている階層は、有力名主し下作職所有者層にほゞ限定できることから、小野氏は、豊前においてこのころから田原紹忍と与力関係を結ぶ元重氏、成恒氏、渡辺氏らと同一階層に属するものであるといえよう。^{註31}さらに筑前において、永祿初めから、怒留湯融泉、立花鑑載と永続的な同陣関係に入っている米多比氏は、^{註32}天文五年七月九日、大友義鑑より筑前国院内式拾五町を還附されているが、これは米多比氏の名字の地であり、居屋敷でもあるといわれている。^{註34}屋敷は領主制の発生期においては、その根幹となつたものであるといわれるが、^{註35}大友支配地の戦国末期の大人人たちにとつては、その様な役割は失われているようであるから、小野氏より米多比氏はやや所領規模は大であり、薦野氏とともに南北朝期からその名が見えるが、^{註36}やはり大人人達とは大きな違いがある。所有する職が明らかではないが、おそらく有力名主か小国人層に属するものであらう。

以上のことをまとめると、感状などにおいて、「同陣」「同心」という表現をとるもののなかに、史料上の表現は同一であつても、同陣主との同陣関係は非永続的、非固定的であるものと、同陣主との同陣関係が永続的、固定的であるものとがあり、前者は自ら着到状を大友氏に差し出すことが出来る大人人層である。後者は、同陣主の与力で、自ら大友氏に着到を差し出すことができず、同陣主の差し出す着到状中にその名を連らね、社会階層的には小国人、名主、下作職層に属するということになる。

(2) 同陣主と同陣者、与力の結合関係

(1)で明らかにしたように、同陣主は同陣者、与力の戦功を上申する権限を持つている。のみならず、同陣主は同陣を受けたことについて、その後における大友氏よりの感状の発給、恩賞の宛行が行われるよう努力せねばならない。この事は、必然的に同陣主になれるもののはばをきわめて狭いものに限定する。つまり、たとえば大友氏から派遣され

た軍事指揮者であつても、大友政権内部での発言権の弱いものであれば、大いに戦功をつくしても、その後の特に恩賞宛行といった段階で、同陣主の政治力の弱さのため充分評価される可能性が低いものとならざるを得ないからである。

筑前北部において永禄初期以来軍事権と所領打渡権を持つている怒留湯融泉、立花鑑載と同陣した者へは、曰杵鑑速、吉弘鑑理より別に申し次ぎが行われているのは、融泉、鑑載の大友政権内における彼らの弱さを年寄の鑑速、鑑理がカバーしていることを同陣者に知らせるためと考えられる。

同陣者の場合、戦功認定において自らも着到状を差し出すことが出来、またそのひきいる軍勢も多く、彼らの行動は政治的、軍事的に大きな意味を持つだけに、比較的に高い評価を受けやすいと思われるが、鑑連が(1)で触れたように休松の合戦の際、「向後不易、何様無別儀、可申承」しと、特別の配慮をはらうことを約束していることを見れば、やはり有力者と同陣し、「無別儀」「申承」わつてもらえるほうが、断然有利であつたことがわかる。^{註38}

与力においては、その軍事力も政治的立場も同陣者よりはるかに弱いものであることは言うまでもない。この事は、彼らが太友氏の直臣として、同陣者と同じような行動をとつた場合、その行動の評価をきわめて低くする。一つには、組織された集団戦の行われているなかで、小人数の非組織的戦闘行為は大きなプラスにはなりえないし、時によつてはマイナスでさえありうるであろう。また、ある程度の戦果をあげたとしても同陣者たちの役割とはくらぶべくもないからして、同陣主によるアフター・サービス、特に恩賞宛行についての努力も、なおざりなものとならざるをえない。しかし所領獲得の必要のあるのは同陣者たちだけでなく、与力層とても同様である。そこで彼らとしては、最も有効に戦功を評価してもらう必要がでてくる。永続的な同陣関係の成立する背景には、この様な事情を考えなくてはいけない。つまり与力層は有力な同陣主と堅く結びつくことで自らの戦功を最も高く大名に売ることができ、同陣主は、親類・被官とならぶ安定した軍勢をプラスでき、^{註39}その結果としてのより以上の戦果は、自らの政治

的、経済的な地位を強化することとなる。また大友氏は、非組織的な兵力が、自らの軍事力の中核である同陣主の直屬軍として組織されることで、より以上の戦果を期待できることとなる。

与力たちにとつてのプラスはこれだけではない。

於当庄、従前々、諸点役已下馳走之衆、近年号人寄子、每事緩之仁有之由、其間候、甚不可然候——略——

十一月十三日

義鎮（花押）

戸次伯耆守殿

註40

この史料は、緒方庄において前々から諸点役以下を馳走の衆のうち、近年人の寄子であると号して緩怠するものが出ており、これを禁ずるよう大友義鎮より戸次鑑連に命じたものである。この文書は義鎮の花押よりみて弘治前後と思われるが、この段階ですでに同陣主の与力であるということが諸点役以下の擄取に対抗するきわめて有力なテコの役割を果たしていることがわかる。ここでも同陣主（寄親）の政治的地位が、その与力にとつて大きな意味をもつわけである。次に掲げる史料は被官の場合であるが

御給地百姓等一雅意之由、委細承、得其意候、鑑連忤者、又者、雖為誰人被官、堅固可被仰付候——略——

八月十九日

鑑連（花押）

五条殿 御陣所

註41

五条鎮定の給地の百姓のなかに戸次鑑連などの被官がおり、年貢未進などを行い、五条氏は自分でそれをおさえることができずに被官主の一人で、おそらく被官主中最有力であつたと思われる戸次鑑連に訴え、その助言を得ているわけで、与力の場合にも前掲史料と考え合わせれば、与力関係が階級闘争の武器となつたことは明らかである。特に

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

与力は同陣主との間には、本来「以一諾」つてという以外の関係がなく、当然に被官とちがつて両者間の搾取関係は全く存しないのであるからして、最も有効に働いたと考えてよく、田原紹忍の豊前での成功の背景には、庄園領主宇佐宮と名主、下作職層の対立があつたことは既に別稿で指摘したが、大友氏における与力関係全てにも同様の事を想定してよいであろう。この様に、恩賞と階級闘争のテコという二つの目的のために小国人と名主、下作職層が与力契約を結ぶとすれば、同陣主（寄親）は彼らにとつて保護者であることになり、その結合は長期にわたればわたるほど強いものとならざるをえず、そこから被官などと一見區別しがたい関係が成立する。感状、着到状において親類、与力、被官をまとめて「家中之仁」と表現することのあるのはそのためである。しかし、それは同陣主が保護者としての力を充分に備えていることが何よりの条件であり、もし同陣主の政治的地位が低下すれば、保護者としての機能は充分に果されず、与力はその同陣主をはなれて、より有力な同陣主につくこととなる。一万田氏をはなれて戸次鑑連の与力となつた小野氏はその実例であるし、このころから与力を持つものがほとんど年寄たちに限られてくるのも、同様の理由からと考えねばならない。

註

- 1 以下①～⑩の出典を順番通り記す。佐史七、田尻家文書、110、114、立花文書、田尻家文書116、118、129、120、121、123、124
- 2 立花文書、本文書は『福岡県史資料』所収のものによる。
- 3 前掲『筑後国三池荘史料』
- 4 編大22の156
- 5 このことにより、同陣、同心といったことが感状に記入されていなくても、⑩の様な大友氏より直接使者が派遣された特殊例をのぞけば、「猶戸次伯耆守可申候」といったふうに申し次ぎを行っている武将の指揮下に同陣したことがわかる。
- 6 佐史七、田尻家文書136、140、142、143
- 7 同氏「大友氏家臣団についての一考察」（九州文化史研究所紀要8、9合併号）

8 ⑪～⑮はいずれも小野文書である。

9 小野文書、七月十三日大友義鎮感狀、「旧柳河藩誌」所収十一月十一日大友義長感狀

10 小野文書、六月十七日大友義鑑感狀

11 小野文書、七月廿三日大友宗麟感狀、十二月十一日戸次道雪、同統虎連署感狀、五月一日大友義統感狀、二月廿九日大友

義統感狀、十一月廿日戸次鑑連感狀、三月十六日戸次鑑連感狀、卯月廿三日大友義鎮感狀

12 立花文書

13 『筑後国史』、『高橋記』、大田亮氏『姓氏家系大辞典』など。なお、田尻氏は「種」を通字としているが、これは大蔵
姓原田氏に共通の通字である。

14 佐史七、田尻家文書1、『筑後国三池荘史料』22号文書

15 佐史七、田尻家文書43

16 佐史七、田尻家文書66、67

17 同右

18 同右80、81

19 同右

20 同右8、15

21 この見解に疑問を投げる史料に佐史七、田尻家文書161の年代未詳田尻氏不知行分坪付がある。これは三池、山門、上
妻三郡での百六十余町の不知行地である。しかし、これらはいずれも天正六年十二月廿二日、田尻氏が太友氏をはなれ龍造
寺氏について（佐史七、田尻家文書169）以後の新知であり、筑後が太友―龍造寺、さらには島津―龍造寺の争奪戦の対
象となつて以後のことと思われ、この様な政情の結果として成立したものである。佐史七、田尻家文書176

22 佐史七、田尻家文書44

23 『筑後国史』、『姓氏家系大辞典』など

24 問注所文書、九大国史学研究室蔵、東大史料編纂所影写本の写真版により、前記年寄三人までは確認したが、他の一人
は合致する花押がない。田北学氏は斎藤長実かとしておられるが、このころの年寄の構成から見ても、いちはん可能性の高い
ところである。（編大17の31）

永禄末期太友氏の軍事組織（木村）

永祿末期大友氏の軍事組織（木村）

- 25 問注所文書、八月十一日大友義鑑知行宛行狀、十二月廿日大友義鑑知行宛行狀、十二月十三日大友義鎮知行預ケ狀、その他

- 26 この段階に最も近いと思われる三池氏の所領は佐史七、田尻家文書162の三池氏等知行坪付であるが、これに見る三池殿持分は百六町である。しかしこれが全てとは思えない。なお三池氏については川添昭二氏『筑後国三池莊史料』の解題及び同氏の掲げられた諸文献を参照されたい。

- 27 五条氏については藤田明氏『征西將軍官』及び森本正憲氏「五条頼元について―南北朝内乱期の政治思想―」（九州史学37、38、39合併号）を参照されたい。

- 28 五条文書、十二月十二日隈部為治書狀、永正五年十一月三日五条方知行坪付、五月廿四日城重岑書狀、十一月廿七日大友義鑑預ケ狀、その他

- 29 小野文書、御感狀控、この文書は近世後期に作られたと思われるが、現存する小野文書の多くを写しており、本文でも述べたように信頼おけるものである。しかも小野文書中には二月廿六日大友義鑑より小野次郎三郎へあてた親父和泉守長幸の一跡を「任相統之旨、領掌不可有相違」という安堵狀があり、この連署奉書は、大友氏の文書様式から大友義鑑の安堵狀に添られたものであったと断定できる。

- 30 いずれであるかは現在の筆者の力では決しがたいが、松平頼寿氏蒐蔵觀世音寺文書（統中五の728ページ）に「当坊数代之下地職四丈之事勿論土貢共」とあることから、わざ／＼「土貢共」とことわっている以上、寺院であるため「勿論」であり、本来下地職は土貢をとりたてる職ではなく、耕作権ではないかと思われ、そうすれば下作職と考えた方がよいことになる。

- 31 拙稿「田原紹忍の軍事力」（九州史学32）を参照いただきたい。

- 32 米多比文書、九月七日大友宗麟感狀、六月八日臼杵鑑速書狀、また薦野氏では、九月廿九日大友義鎮感狀、九月七日大友宗麟感狀、（薦野家譜二卷所収）

- 33 米多比文書、七月九日大友義鑑知行宛行狀

- 34 米多比文書、天文六年七月十一日大友氏年寄連署奉書

- 35 戸田芳夷氏『日本領主制成立史の研究』

- 36 川添昭二氏編『今川了俊関係編年史料』下巻594号文書

37 前掲米多比文書、薦野家譜

38 五条鎮定の子息が戸次鑑連と「契約」したというのも、それがねらいであろう。三月廿八日戸次鑑連書状、五条文書

39 休松の敗北により、鑑連の同陣者は撤兵し、夜にいたるまで同陣したのは田尻氏、三池氏だけであったということは、同陣主と同陣者の結合が強いものではないことを示している。同時に鑑連が夜営できたのは親類、与力、被官によるさゝえが あったからにはかならないであろう。

40 立花文書

41 五条文書

42 本来ならば、本稿で被官について言及すべきであるが、元亀元年より立花城督となる戸次鑑連の城督時代についての別稿を準備中であり、戸次鑑連及びその被官については、そこで取り掲げることとする。

43 「田原紹忍の軍事力」

44 しかし与力と被官には、はっきりした区別があり、たとえば戸次鑑連が、与力小野大蔵少輔と被官由布源五左衛門尉に発給した感状では、はっきりとあつかい方がちがう。

於今度木原、被碎手、被深手候御忠儀無比類候、銘々達上聞候条、定而直可被成御感候、為鑑連茂忘却不可有候 — 略 —

十一月廿日

鑑連（花押）

小野大蔵少輔殿

進之候

（小野文書）

於今度木原、碎手被遂分捕候事、忠貞無比類候、必追而可感之候、恐々謹言

十一月廿日

鑑連御書判

由布源五左衛門尉殿 雪下事（由布文書）

前の文書は、戸次鑑連より与力小野氏に、後の文書は、戸次鑑連より被官由布氏にそれ／＼あてたものであるが、前者では「被碎手」「御忠儀無比類」と敬語を使用しているのにたいし、後者では「碎手」「忠貞無比類」と敬語を使用していない。さらに前者では、この忠儀を大友氏に上奏したので、大友氏よりの直の御感がきつとあるであろうとのべているのに、後者では「可感」人は鑑連であり、前者においては「為鑑連茂」と鑑連自身はつてたりであるのと対称的である。

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

おわりに

永祿末期に筑前に派遣された戸次鑑連の軍団は、直屬軍の親類、与力、被官を中心として、臨時に編成された同陣者を加えたものであつた。

親類、被官は武士団発生期以来、一族郎等といった呼びかたで武士団を形成してきたものの流れをひくと思われ、武士団による軍勢の根本をなすものである。^{註1}同陣者は、多く鎌倉御家人の系譜をひく大国人たちであり、そのひきいる軍勢は、やはり親類、被官の集合体である。この同陣者たちの同陣関係が不安定であるのは、たとえば南北朝期に彼らの先祖たちが、ある時は、守護、または守護の派遣する守護代、またある時は探題、またはその侍大将などの指揮にと、時々に応じて指揮官が変わつたのと同じ時限においてとらえることが出来るであらう。

そうすると、この軍団のなかで最も戦国的な特色をもつものは与力であるといえる。戦国大名の軍事組織の大きな特色が与力であることは多くの先学により指摘されてきたところであり、大友氏も全く同様であつたことがわかる。たゞこの段階での鑑連の軍団に見る大友氏の与力制度は、あくまでも私的契約関係であり、大友氏により意図的に編成されたものではない。しかし、その傾向は現われはじめており、肥後の山上三名字衆らは天文19年、菊池義武討伐のため肥後に出張した大友氏の年寄小原鑑元の「任下知」せ「無別儀心底」をあらわしたが、この同陣関係を、大友義鎮はそのまゝ制度化し

（ウハ書）

「小原遠江守殿

義鎮」

肥後国山之上衆、去年干戈之刻、別而軍勞之由、祝着候、然者鑑元在国之条、為寄子令同心、弥於励奉公者、必可顯其志之段、可被申聞候、恐々謹言

(天文廿年)

六月廿六日

義鎮（花押影）

（鑑元）

小原遠江守殿

註³

と、小原鑑元がそのまゝ肥後に在国することゝなつた時に寄子として上から設定しているし、田原紹忍、高橋鑑種ら城督のそれも、地域的に与力制度を確立しようという意図であつたといえる。これは、豊前、筑前、肥後などの遠隔新領土では、私的な与力契約関係が個々に成立しても、内乱、他大名の侵入などに際して与力関係が、本国豊後のようにスムーズに発動されうるとはかぎらず、たとえば豊前の蠣瀬鎮忠は、田北「鑑生以御取合、奉請御下知」^{註⁴}り、「遂参上」^{註⁵}げており、蠣瀬氏が田北氏の与力であることは桑波田氏が指摘せられたところであるが、弘治三年の豊前での戦闘では「田原親宏属御手」して戦っている。これはこの時に田北鑑生が豊前に出陣しなかつたためだが、多面的な作戦では特にありうることである。

したがつて、遠隔地での与力関係を最も有効にするためにはそこに常駐する武將と与力関係を設定させることがよく、そこに強い権限を持ち、年寄、または年寄と同等に近い政治力を持つ城督が任命されることとなるのである。^{註⁷}

以上によつて大友氏の永禄末期の軍事組織は次のようになる。本国豊後より派遣される年寄のひきいる軍団は親類・被官という旧来よりの軍勢に、私的な契約にもとづく与力の軍勢を加え、さらに戦闘の進展に応じて増減する大国人の軍勢をもつて成立しており、遠隔地―肥後、筑前、豊前―で城督またはそれに準ずるもののひきいるそれは、与力関係が私的なものでなく、大名により設定、または、当然その契約関係が城督に集中する様に制度化されたものであるといえる。^{註⁸}

そして、与力制度が公的に設定されたにしろ、私的に成立したにしろ、同陣主（寄親）と与力（寄子）の間には、

永禄末期大友氏の軍事組織（木村）

直接的搾取関係は本来なく、同陣主の保護と与力の特に軍事面における同陣とにより結びついており、同陣主よりの保護が充分であるかぎり、きわめて堅い結合となり、その軍団を強化することとなる。しかも注目すべきことは、同陣主よりの保護は、恩賞宛行などの「御恩」だけでなく、豊前における妙見岳城督田原紹忍に見るような、庄園領主側よりの「新儀非法」に対する保護にもなり、さらには、寄子たちが寄子であることを理由に諸点役以下を拒否するといった階級闘争の武器にまでなつたのである。こゝに戦国期にいたり、全国的に寄親、寄子制度（大名により呼ぶ方は様々だが）が成立する背景があつたといえよう。

註

- 1 宮川満氏は被官と与力を戦国期の特色として把握されているようであるが（同氏「戦国大名の領国制」、「封建国家の権力構造」所収）、鎌倉、南北朝期の下人、所従などは、質的には同様といえなくても、系譜的にはつながるものが多いのではないだろうか。
- 2 たとえば川添昭二氏「『鎮西管領』考」（日本歴史205、206）を参照されたい。
- 3 『熊本県史料中世編』二卷内田文書8
- 4 『大分県史料』8巻472号文書
- 5 同右503号文書
- 6 桑波田興氏「大友氏家臣団についての一考察」（九州文化史研究所紀要8、9合併号）
- 7 藤本久志氏は、武田氏支配下の甲斐恵林寺領の百姓たちの寄親が非常に多数であることから、武田氏による農民分断政策として寄親、寄子制をとらえておられるが（同氏「貫高制と戦国的権力編成―村田、宮川、佐々木（潤）三氏の所論に学ぶ―」（日本史研究93）、氏の所論は大名よりの視点にかたよりすぎ、与力にとって、それがどの様な意味をもつかについて一応考慮はされているが、やゝ不十分ではないかと思う。恵林寺領が武田氏の本国であることを考えれば、本来私的な寄親、寄子制が、原型のまゝ現われており、それは恵林寺の寺領支配に対する農民の抵抗の大きな武器になつたのではないだろうか。なお、この点については菊池武雄氏「戦国大名の権力構造」（歴史学研究166）参照。
- 8 城督の常駐とその持っている権限からいって当然であろう。なお拙稿「田原紹忍の軍事力」「高橋鑑種考」を参照してい

たゞきたい。

付記 本稿作成にあたり、川添昭二氏、桑波田興氏より御助言をいただいた。また小野文書、米多比文書採訪には武田哲矣氏の御斡旋をうけ、小野文書の管理責任者伝習館高校藤丸教諭、米多比文書所蔵者米多比博氏の御協力をえた。記して感謝する。